

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式: 令和4年11月12日
一般社団法人日本バトン協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.~>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<p><策定></p> <p>2020年11月14日（土）第3回理事会 「長期・中期計画」</p> <p>2020年12月08日（火）臨時理事会 「短期計画」</p> <p>2021年02月23日（火）第4回理事会 「長期・中期・短期計画修正」</p> <p><告知></p> <p>2021年06月06日（日）第9回総会「将来構想における長期・中期・短期計画について2020年度策定」</p> <p><内容></p> <p>「将来構想における長期・中期・短期計画について」立案の出発点となる基本理念について ～当協会設立総会報告書からの3つの理念～</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、「バントンワーリングの普及発展及び資質の向上」 一、「芸術的感性を育み競技スポーツの振興を図る」 一、「国際交流を推進し世界的発展に貢献できる日本を代表組織としての活動展開」 <p>※2031年度までを「長期計画」・2027年度までを「中期計画」・2025年度までを「短期計画」とする。</p>	総会資料 「将来構想における長期・中期・短期計画について2020年度策定」
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<p>「長期計画」 組織の充実（当協会・支部協会・都道府県協会）</p> <p>「中期計画」 日本スポーツ協会に則した変革 → 組織構造の構築（支部・都道府県） スポーツ競技団体としての変革 → 指導者の育成・大会運営</p> <p>「短期計画」 組織体制の構築（都道府県・支部・当協会）</p>	
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<p>「長期計画」 財政の安定（会費・事業等）</p> <p>「中期計画」 財政状況の安定化へ向けた変革 → 会費・構成員管理費を変更しない</p> <p>「短期計画」 デジタル化の推進</p>	
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	<p>組織役員の選出にあたっては、選考委員会を設置し、適切に人選が行われるように方策を講じている。役員の任期は2年であるが、その都度選考委員を選出し、各委員会も含め多様性の確保を図っている。</p> <p>1) [外部] 理事の割合 1名／10名 10% 評議員（代議員）の割合 2) [女性] 理事の割合 5名／10名 50% 評議員（代議員）の割合 46名／51名 90%</p>	本協会ホームページにおいて公開 http://baton-jp.org 協会概要／役員一覧

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること (2) 評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	現在総会における代議員は、都道府県協会と全国10支部からの選出によるが、選出基準などについても見直しを図り、バリントワーリングの統括団体として今後の性質や代議員会（総会）の本来の役割を改めて検証し、その結果を踏まえた適切な目標数値を検討する。 あわせて外部及び女性の評議員選出過程について、加盟団体の意見を聴取の上、2025年3月末までに対応を検討する。	組織図・役員一覧
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること (3) アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	・協会では毎年個人選手登録を行っているが、幼児（未就学）から一般までのアスリートが登録しており、その意見を集約するには組織の整備と共に、意思表示方法の整備が必要である。都道府県協会、支部を通しての意見集約、反映ができるように体制を整備する。アスリート委員会の設置については、2025年3月までに検討する。	会員組織規程 支部組織規程
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	・現状、10名の理事により理事会を構成している。 ・迅速に業務を進めるにあたり、委員会を設けると共に、事業毎に実行委員会を設置している。 ・理事、監事には外部公認会計士、弁護士も含み、財務をはじめ、適切な組織運営を図っている。	
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること (1) 理事の就任時の年齢に制限を設けること	・2年ごとの役員改選時には、5名からなる選考委員を設け、理事の選任にあたっている。 ・理事の就任時の年齢制限を70歳未満とする。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	<ul style="list-style-type: none"> ・現状、10年を超える選任に関してのルール、規程はない。一方、現状では在任10年を超える理事は選任されていない。 ・再任制限に関しては、外部及び女性の理事及び評議員の選出方法に係る関係規程・規則の改定と併せ、加盟団体等の意見を聴取することも考慮に入れ、2025年3月末までに対応を検討する。（次期役員改選から適応できるよう準備を進める） 	役員選任規則
10	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	・役員候補者選考委員会は設置している。その構成員について2025年3月末までに対応を検討する。	役員選任規則
11	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	必要な「適用範囲」「基本的責務」「遵守事項」を倫理規程において整備している。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款をはじめ、各種規程を整備している。	経理規定 旅費規程 会議規程 役員選考規程
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	各種規程等を整備している。	職員就業規程 職員給与規程 退職金手当支給規程 職員給与の本俸基準等を定める達
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	役員に関する「旅費規程」「役員業務手当に関する達」及び事務局職員の給与等に関する「職員給与規程」「職員就業規程」などを整備している。	役員等業務手当に関する達
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	定款において資産・会計について定めている。	定款 経理規程 旅費規程 慶弔規程 物品取扱規程
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	令和2年度「将来構想における中期・長期計画」(組織・財務・事業)を策定し、2021年度第9回総会において10支部41都道県の代議員に説明を行った。規程の整備については、コロナ禍での財政悪化を踏まえ、今後の状況を見極め具体的に定めていく。	
	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	1) 現状、10名の理事により理事会を構成している 2) 当協会には事業規模に鑑み、機関決定を迅速に行うため、6の委員会があり、各委員会には理事を配置することを原則とし、現在は1委員会あたり約1.9人の理事を配置している。 3) 各委員会に複数名体制で理事を配置することで、理事会と委員会との連携や意思疎通を円滑にさせる役割とともに、理事会における質疑応答、議論に備えることとなり、理事による業務執行の監督上も、適切なガバナンス機能に寄与している。 4)	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
17			<p>以上の観点から、10名により理事会を構成することは、その機能に鑑みれば適正な規模である。</p> <p>4) また、理事会の承認を得てバトントワーリング全国大会や全日本バトントワーリング選手権大会、指導者や審査員など各事業別に実行委員を選任し（理事、担当委員）、代表理事（理事長）と適宜連絡を取ることができる体制を整え、緊急事案などにも迅速に対応できる体制を確保している。</p>	
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	資格認定規程、指導ライセンス規程はじめ、世界バトントワーリング連合後任審査員ライセンス規程などを整備している。	資格認定規程 指導ライセンス規程 6種目公認審査員ライセンス規程
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせができる体制を確保すること	<ul style="list-style-type: none"> ・法律相談の全般として、弁護士との契約をし、業務遂行上に懸念等がある場合には、いつでも相談できる体制を整えてえている。 ・財務会計部門においては公認会計士との監査契約を締結し、定期的な財務・税務等の専門的な監査・助言を受けるとともに、懸念等がある場合には、いつでも相談できる体制を整えている。 	
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	倫理規程内にコンプライアンスにおける項目を追加し、2023年6月より倫理・コンプライアンス委員会として設置する。	倫理委員会規程
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	弁護士、公認会計士、学識経験者は役員に依嘱しているので、業務内容の変更をし、コンプライアンス委員会の構成メンバーとして、編成をする。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	<p>1) コンプライアンスの推進、リスク管理の取組みの推進体制を整え、2022年度事業として、BTAJ役員職員を対象に、「スポーツ・インテグリティの向上について(仮称)」「コンプライアンスの推進、リスク管理の取組みについて」セミナーを開催し、定期的な実施をしていく。</p> <p>2) 法人運営に適切に対応し、社会が期待するインテグリティを実現するため、コンプライアンス強化を含む経営面に資する研修会等に役員職員は毎年参加していく。</p> <p>3) より一層のコンプライアンス強化に取り組むため、役員と職員を対象とした体系的な研修計画を整理・検討・実施していく。</p> <p>4) 新規で採用した職員を対象に、BTAJ組織概要・沿革、勤務する上で必要な姿勢や、コンプライアンスを含む各種規程の説明などを実施している。</p>	
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	従来のテクニカルあるいはコーチ研修会に、コンプライアンスの内容に加え、スポーツ権、スポーツの意義と価値、スポーツの自治（ガバナンス）、スポーツのインテグリティ・倫理、暴力・ハラスメントの根絶、指導者の法的責任なども含めた内容でスポーツ指導者の養成を行っていく。働き方改革による学校現場での外部指導者採用に適応できる人材の要請に努める。	
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	従来のジャッジ研修会に、コンプライアンスの内容に加え、スポーツ権、スポーツの意義と価値、スポーツの自治（ガバナンス）、スポーツのインテグリティ・倫理、暴力・ハラスメントの根絶、指導者の法的責任なども含めた内容でジャッジの養成を行っていく。	
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けられることができる体制を構築すること	<ul style="list-style-type: none"> ・法律相談の全般として（含む暴力行為相談）、弁護士との契約を締結し、業務遂行上に懸念等がある場合には、いつでも相談できる体制を整えている。 ・会計部門において、公認会計士との監査契約を締結し、定期的な財務・税務等の専門的な監査・助言を受けるとともに、懸念等がある場合には、いつでも相談できる体制を整えている。 	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	外部監査法人の指摘・助言を得て、財務・経理の処理に関する規程を整備し、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。 ・本協会監事には専門性を有する者を配置し、業務運営全般に係る監査を受けている。あわせて財務・経理処理において、法令及び経理規程などに則った処理が行われているか、同外部監査法人による監査を受けている。	
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	外部契約の公認会計士の基、経理規程・旅費規程・業務平行積立金規程等の規程に伴い会計処理を行っている。海外派遣等の規程についても2025年3月末までに対応を検討する。	
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	法令で定められている法定備置書類（定款、事業計画書、収支予算書、事業報告、貸借対照表、財産目録、監査報告、役員名簿、他）を事業所に常備し、要請に応じて閲覧できる状況を整えている。	
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	日本代表認定規程などを定め、適正に代表選考を行っている。	国際大会に関する達
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	本協会のガバナンスコード遵守状況をホームページにて公開する。	スポーツガバナンスコード（中央競技団体向）

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	倫理規程、倫理に関するガイドラインに基づいて適切に管理している。	倫理規定 倫理に関するガイドライン
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	上項（1）と同様である	倫理規程 倫理に関するガイドライン
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	今後、スポーツにおける暴力相談窓口を設け、構成員（選手登録者）、指導者からの相談を受け付ける体制を整える。	
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	上記（1）と同様である。 ・現在依嘱している弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者の業務内容の変更をし、通報制度を整備する。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、周知すること	2018年より倫理規程を策定しており、適用範囲・基本的責務・厳守事項等に基づく、違反による処分を定めている。今後、処分の内容及び処分に至るまでの手続き等の周知に努めていくこととする。	
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	倫理委員会の構成を見直し、中立性、専門性を確立する。	
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	現時点では統括団体(JSPO,JOC,JPSA)に未加盟のため採択していないが、加盟後直ちに自動応諾条項を採択することを2021年度第4回理事会（2022年2月予定）において合意を行うこととしている。	
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	これまでに該当事例がなく、本件に関しては整備ができていないため早急に通知体制を整える。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
	むべきである。			
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	個人情報紛失・漏洩等に際した基本的な対応マニュアル、火災時における避難計画をまとめた消防計画など、一部危機管理に関するマニュアル・計画など、組織単位で網羅的にまとめているまでに至っておらず、ガバナンスコードで求められている事項について、すべて遵守しているとまでは言えない。 今後、2022年3月末までに危機管理マニュアルを準備する。	
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	過去4年間において、日本バトン協会内の不祥事は発生していないため、この項目は該当しない。	該当する内容がない
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	過去4年間において、日本バトン協会内の不祥事は発生していないため、この項目は該当しない。	該当する内容がない
	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コ	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織	会員、構成員の権限を明確にした規程がないため、次期総会2023年6月までに権限関係を明確にするとともに、運営などについても指導、助言及び支援を行えるよう整備をする。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
42	ンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと		
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	現在、8団体が都道府県体育・スポーツ協会へ加盟しているが、その中央競技団体向けガバナンスコードを周知する研修会は実施できており、今後意図的に研修会を実施していく。	支部組織規程 会員組織規程